

厚木市駐車施設の附置義務条例の概要

路上駐車解消や道路交通円滑化を図ること等を目的に、駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づき、昭和63年10月1日から本厚木駅周辺の約55haを駐車場整備地区（※下図のとおり）とし、「厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例（以下「条例」という。）」を定めました。

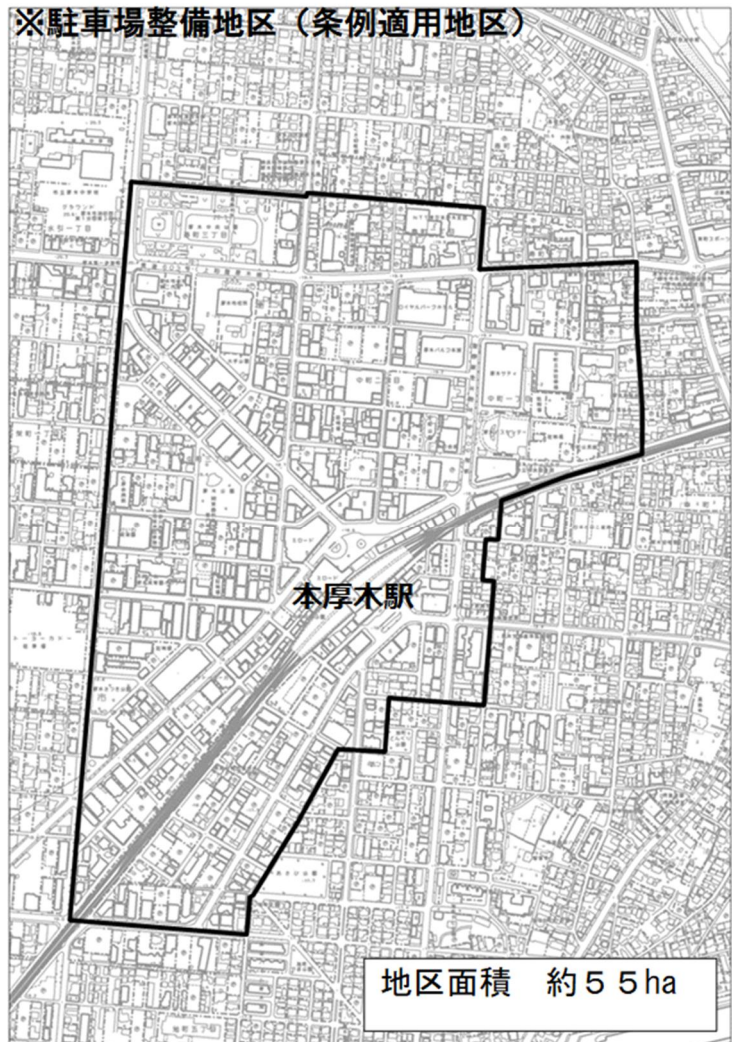
また、共同住宅における荷さばき駐車施設の不足等に対応するため、「共同住宅」の荷さばき駐車施設に関する規定を新たに定めるとともに、社会状況の変化に応じた駐車需要等に対応するため、令和8年4月1日に条例の一部改正を行いました。

法第20条第1項に規定する 特定用途

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場及び
共同住宅（追加）

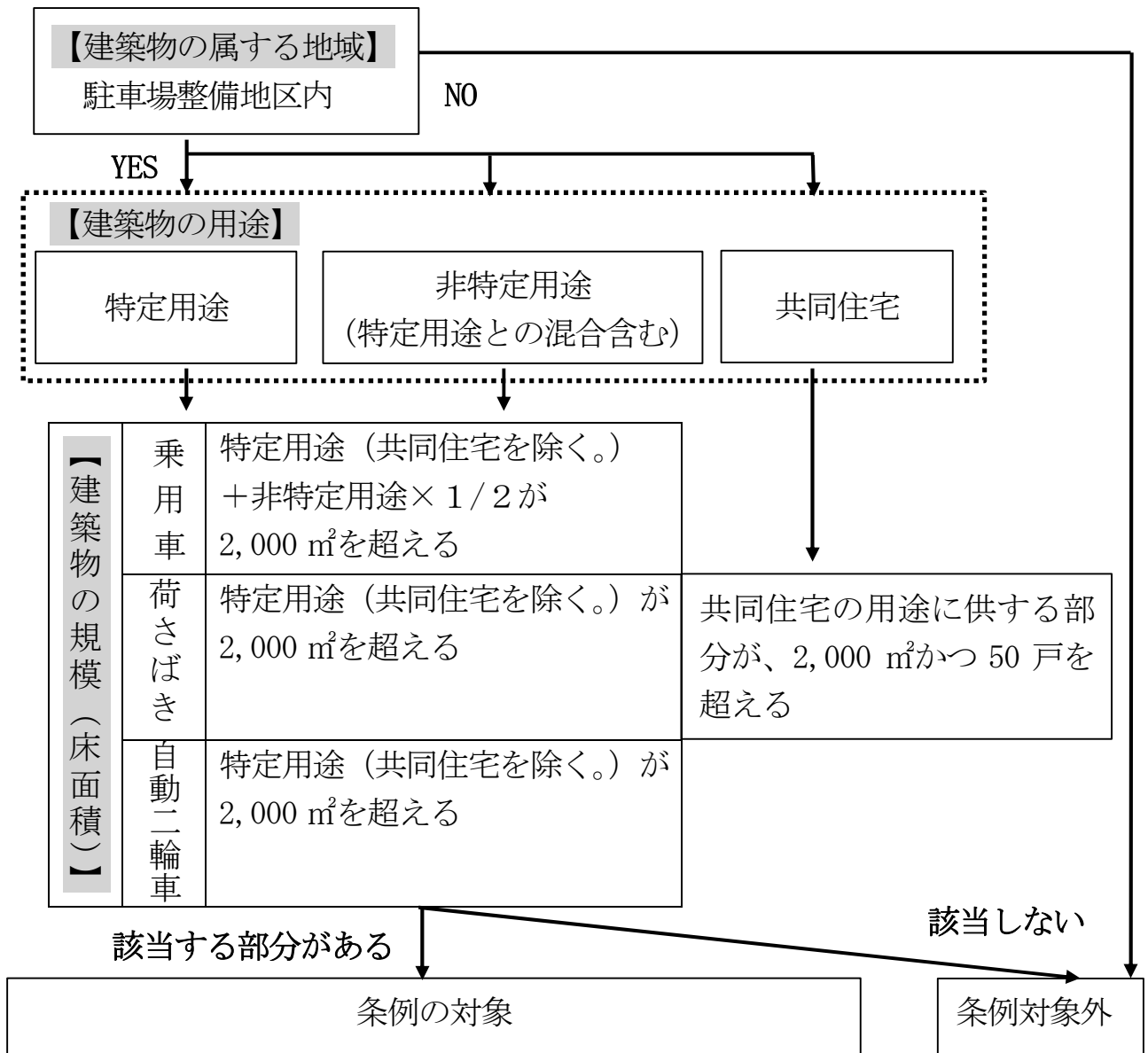
駐車場整備地区内に建築主が一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変更等する場合には、敷地内又は建築物内に駐車場の設置が必要となりますので、建築確認申請の前に届出をしてください。

※駐車場整備地区（条例適用地区）



1 対象建築物

次のフローにより、条例の対象か否か判断してください。



2 乗用車^{※1}駐車施設の附置義務 (条例第4条、第8条)

(1) 対象となる建築物

駐車場整備地区内で行う建築行為のうち、下表の建築物に該当するものは、敷地内又は建築物内に駐車施設の設置が必要です。

なお、共同住宅については、「厚木市住みよいまちづくり条例」において駐車施設に関する規定があります。「厚木市住みよいまちづくり条例」については、開発指導課にお問い合わせください。

※1 ここていう乗用車とは、概ね幅 2.3m × 奥行 5m に収まる二輪車を除く自動車指します。

対象建築物 (★)	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積 + （非特定用途に供する部分の床面積）×1/2 ↓ 2,000 m ² を超える建築物
--------------	---

(2) 附置義務台数の算定方法

下表の「特定用途の区分」に掲げる用途の部分の床面積を、「算定基準」に掲げる面積で除して得た台数を合計した数値の台数以上とします（小数点以下切り上げ）。

また、延べ面積 6,000 m²未満や一部の用途で床面積 10,000 m²を超える場合は、緩和や低減の措置があります。（荷さばき駐車場、自動二輪車駐車場についても同様です）。

特定用途の区分	百貨店その他店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他店舗、事務所及び共同住宅を除く。）に供する部分	非特定用途に供する部分
算定基準	300 m ²	400 m ²	400 m ²	900 m ²
算定方法	6,000 m ² 未満	（区分ごとの特定用途（共同住宅を除く。）又は非特定用途に供する部分の床面積÷算定基準）で算出した台数の合計 × $\left[1 - \frac{2,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - \text{延べ面積})}{6,000 \text{ m}^2 \times (\star) \text{ に掲げる面積} - 2,000 \text{ m}^2 \times \text{延べ面積}} \right]$		
	6,000 m ² 以上	区分ごとの特定用途（共同住宅を除く。）又は非特定用途に供する部分の床面積÷算定基準で算出した台数の合計		

乗用車 駐車ますの規模	幅	奥行き	はり下
全体 ×70%	2.3m以上	5.0m以上	規定なし
全体 ×30%	2.5m以上	6.0m 以上	規定なし
車椅子使用者用駐車施設	3.5m 以上	6.0m 以上	2.3m以上

3 荷さばきのための駐車施設の附置義務(条例第4条の2、第8条)

(1) 対象となる建築物

駐車場整備地区内の区域内で行う建築行為のうち、下表の建築物に該当するものは、敷地内又は建築物内に荷さばきのための駐車施設の設置が必要です。

ただし、敷地面積が1,000㎡未満の場合は、適用になりません。

また、算定した荷さばきのための駐車施設の台数は、乗用車用の駐車施設の附置義務台数に含めることができ、10台を超える場合は、10台を上限とします。

対象建築物	特定用途に供する部分の床面積が2,000㎡(共同住宅の用途にあつては2,000㎡かつ50戸)を超える建築物
-------	---

(2) 附置義務台数の算定方法

下表の「特定用途の区分」に掲げる用途の部分の床面積を、「算定基準」に掲げる面積で除して得た台数を合計した数値の台数以上とします。

特定用途の区分	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び共同住宅を除く。)に供する部分	共同住宅の用途に供する部分
算定基準	3,000㎡	5,000㎡	1,500㎡	4,000㎡	100戸
算定方法	$\left[\begin{array}{l} \text{6,000㎡未満} \\ \text{6,000㎡以上} \end{array} \right. \left. \begin{array}{l} \text{(区分ごとの特定用途に供する部分の床面積(共同住宅の用途にあつては戸数)÷算定基準)で算出した台数の合計} \\ \text{区分ごとの特定用途に供する部分の床面積(共同住宅の用途にあつては戸数)÷算定基準で算出した台数の合計} \end{array} \right] \times \left[1 - \frac{6,000\text{㎡}-延べ面積}{2 \times \text{延べ面積}} \right]$				

駐車ますの規模	幅	奥行き	はり下
荷さばき	3.0m以上	7.7m以上	3.2m以上
荷さばき全体×40%	2.5m以上	6.0m以上	規定なし

4 自動二輪車 駐車施設の附置義務（条例第4条の3、第8条）

(1) 対象となる建築物

駐車場整備地区内の区域内で行う建築行為のうち、下表の建築物に該当するものは、敷地内又は建築物内に自動二輪車のための駐車施設の設置が必要です。

対象建築物	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積が、2,000㎡を超える建築物
-------	---

(2) 附置義務台数の算定方法

下表の「特定用途の区分」に掲げる用途の部分の床面積を、「算定基準」に掲げる面積で除して得た台数を合計した数値の台数以上とします。

特定用途の区分	百貨店その他店舗の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗及び共同住宅を除く。）に供する部分
算定基準	3,000㎡	8,000㎡
算定方法	6,000㎡未満	$\left(\text{区分ごとの特定用途に供する部分の床面積（共同住宅を除く。）} \div \text{算定基準} \right) \times \left[1 - \frac{6,000\text{㎡} - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}} \right]$
	6,000㎡以上	区分ごとの特定用途に供する部分の床面積（共同住宅を除く。）÷算定基準で算出した台数の合計

駐車ますの規模	幅	奥行き	はり下
自動二輪車	1.0m以上	2.3m以上	規定なし

5 大規模低減（事務所・共同住宅）（条例第5条、第5条の2）

(1) 対象となる建築物

大規模な事務所及び共同住宅については、低減に関する規定があります。

対象建築物	事務所の用途に供する部分の床面積が 10,000㎡を超える場合、又は、共同住宅の用途に供する部分の戸数が 400戸を超える場合の建築物
-------	---

(2) 附置義務台数の算定方法

表の（ア）の部分の面積または戸数に、該当する低減率（イ）又は（ウ）をそれぞれ乗じて得た数値の合計に、事務所であれば10,000㎡、共同住宅であれば400戸を加えて得た数値を附置義務台数算定の床面積又は戸数として、附置義務台数算定を行います。

特定用途	事務所		共同住宅	
対象建築物	床面積が10,000㎡を超える建築物		共同住宅の用途に供する部分の戸数が400戸を超える共同住宅	
		低減率（イ）		低減率（ウ）
低減措置対象（ア）	10,000㎡超 50,000㎡以下の部分	0.7	400戸超 800戸以下の戸数	0.5
	50,000㎡超 100,000㎡以下の部分	0.6	800戸を超える戸数	0.25
	100,000㎡超の部分	0.5		

6 附置の特例等（条例第9条）

建築物の構造又は敷地の状態により、敷地内又は建築物内に駐車施設を設置することが困難又は不可能と認められる場合は、建築敷地からおおむね300m以内の場所に駐車施設を設置することで、敷地内又は建築物内に駐車施設を設置したものとみなします。ただし、車椅子利用者用の駐車施設及び荷さばきのための駐車施設については、原則、敷地内又は建物内に設置してください。

また、隔地駐車場は、原則として駐車施設を附置すべき者が所有するものであり、既存の駐車場を賃借等して利用する場合は、長期間の貸借期間が設定されていることが必要です。

なお、建築物の性質上又は用途上駐車需要が生じないと認められる建築物については、条例の適用除外規定を定めています。規定を適用する際には、条例の届出関係様式を提出してください。

7 旧条例から新条例への適用（条例附則第3号）

条例は、令和8年4月1日に改正を行いました。改正前の条例に基づいて、適切に駐車施設を設置した建築物で、改正後の条例の適用を受けたい（条例の原単位等による附置義務台数に変更したい）場合は、「改正後条例適用届出書」を提出してください。ただし、荷さばきや自動二輪車に関する附置義務が発生する場合がありますので、ご注意ください。

なお、届け出を行わない場合は、旧条例の附置義務が引き続き適用されます。

8 届出（条例第9条、第10条）

建築確認申請を行う前に、駐車施設附置（変更）届出書と建築物調書に必要書類を添付して、2部提出してください。審査後、適合印を押印し1部返却しますので、確認申請の際にはその写しを添付してください。

また、附置の特例を適用する場合は、駐車施設附置（変更）届出書の届出を行う前に、駐車施設附置（変更）特例承認申請書と建築物調書に必要書類を添付して、1部提出してください。審査後、特例として認められる場合は、駐車施設承認通知書を通知しますので、駐車施設附置（変更）届出書の届出をする際に通知書の写しを添付してください。

9 駐車施設の完了検査（条例規則第5条、条例第10条の2）

駐車施設の工事が完了したときは、速やかに設置完了届を提出してください。

駐車施設が届出のとおり完成しているか確認するため、現地検査を実施します。

また、建築物の解体等に伴い、駐車施設を廃止する場合は、10日以内に廃止届を提出してください。

ここに掲載した内容及び詳細については、次のところまでお問い合わせください。

厚木市 都市みらい部 都市計画課

〒243-8511 厚木市中町3-17-17

TEL 046 (225) 2357

【提出書類】

	提出書類		備考	
届出の場合	駐車施設附置(変更)届出書		変更の場合は「(変更)」に○囲みする	
	建築物調書			
	附置義務台数算定調書			
	公図写し			
	登記事項証明書			
	駐車施設	付近見取図		方位、道路、目標となる地物及び建築物の位置
		配置図		縮尺(縮尺1/200以上)、方位、位置、規模、出入口、車路及びその幅員、敷地が接する道路の位置及び幅員並びに交差点、横断歩道、停留所等の位置
		建築物の場合	各階平面図	縮尺(1/200以上)、方位、間取り、規模、駐車施設内外の自動車の車路及びその幅員並びにその他の主要な施設
			立面図	縮尺(1/200以上)(2面以上)
		断面図	縮尺(1/200以上)、はり高、各部の長さ及び傾斜部の勾配	
建築物	配置図		縮尺(1/200以上)、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員	
	各階平面図		縮尺(1/200以上)、方位、間取り並びに各室の用途(用途ごとに色分け)及び床面積 1 百貨店その他店舗 2 事務所 3 共同住宅 4 1～3以外の特定用途 5 非特定用途 6 共通用途部分(共通となる用途を明示)	
その他			条例第8条の2に規定する特殊な装置を用いるときは当該装置の仕様を明示した図面及び駐車場施行令第15条に規定する国土交通大臣の認定書、委任状など	

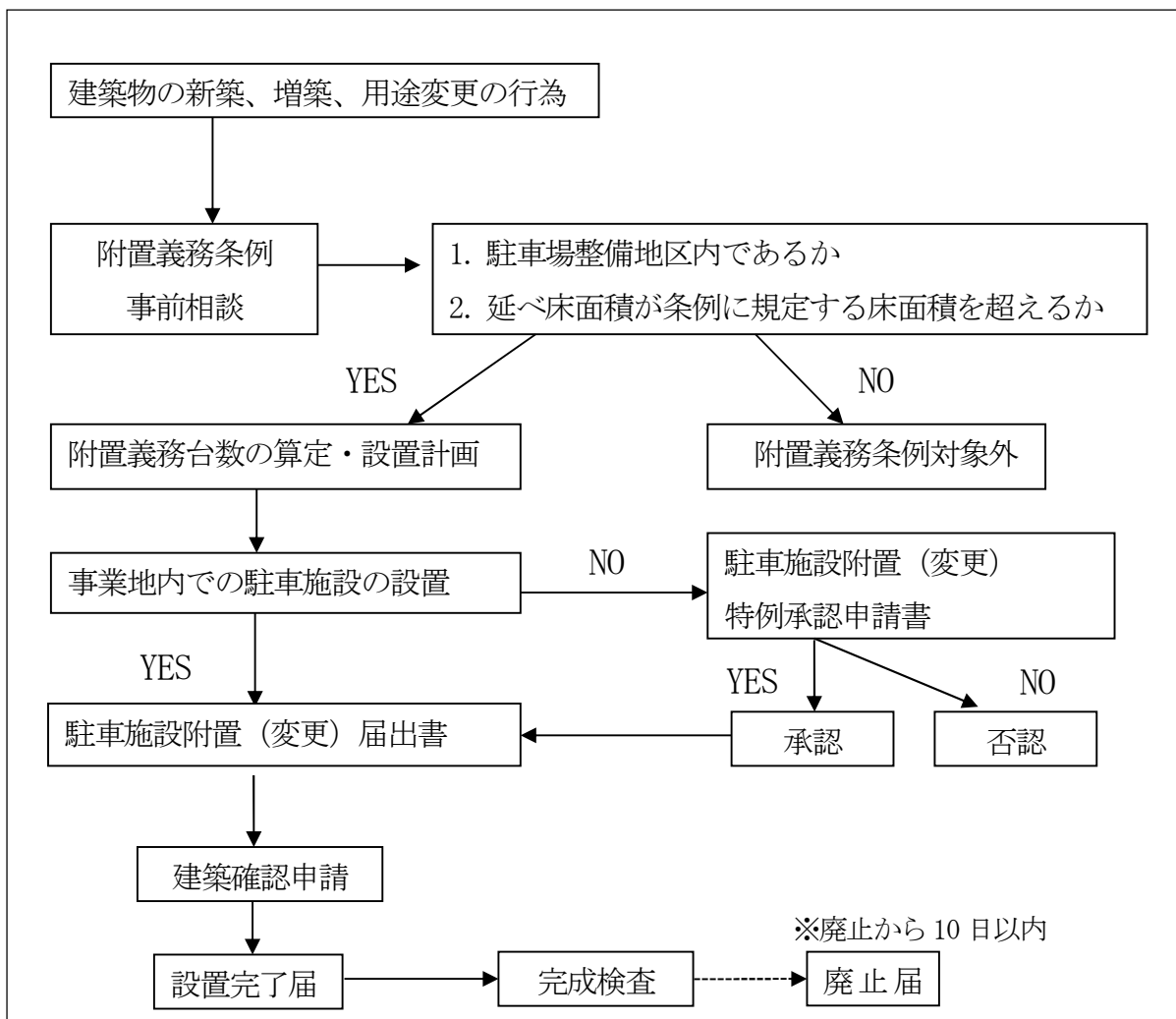
	提出書類	備考		
特例適用 (隔地駐車場)	駐車施設附置(変更)特例承認申請書	変更の場合は「(変更)」に○囲みする		
	建築物調書			
	附置義務台数算定調書			
	公図写し			
	登記事項証明書又は駐車施設を貸借等する場合には契約書の写し(仮契約書可)			
	駐 車 施設	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び建築物の位置並びに条例第9条第2項の規定による申請にあつては、建築物の位置及び駐車施設との距離	
		配置図	縮尺(縮尺1/200以上)、方位、位置、規模、出入口、車路及びその幅員、敷地が接する道路の位置及び幅員並びに交差点、横断歩道、停留所等の位置	
		建築物の場合	各階平面図	縮尺(1/200以上)、方位、間取り、規模、駐車施設内外の自動車の車路及びその幅員並びにその他の主要な施設
			立面図	縮尺(1/200以上)(2面以上)
			断面図	縮尺(1/200以上)、はり高、各部の長さ及び傾斜部の勾配
建 築 物	配置図	縮尺(1/200以上)、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員		
	各階平面図	縮尺(1/200以上)、方位、間取り並びに各室の用途(用途ごとに色分け)及び床面積 1 百貨店その他店舗 2 事務所 3 共同住宅 4 1～3以外の特定用途 5 非特定用途 6 共通用途部分(共通となる用途を明示)		

(隔地駐車場) 特例適用	提出書類	備考
	その他	条例第8条の2に規定する特殊な装置を用いるときは当該装置の仕様を明示した図面及び駐車場施行令第15条に規定する国土交通大臣の認定書、委任状など
承認後	駐車施設附置(変更)届出書	変更の場合は「(変更)」に○囲みする
	駐車施設附置(変更)特例承認通知書の写し	
	その他	駐車施設を貸借等する場合には契約書の写し(仮契約書可)

(注) 駐車施設又は建築物のいずれか一方の図面に、明示すべき事項の全てが記載されているときは、当該一方の図面を提出してください。

その他必要な書類がありましたら、担当からご案内します。

【届出フロー】



【よくある質問】

Q1 駐車場整備地区とは何ですか。

A1 駐車場整備地区は、駐車場法第3条第1項に基づき、都市計画決定している地区です。本市では、本厚木駅周辺の約55haを駐車場整備地区としております。

Q2 駐車場整備地区外の建築物は、条例対象外ですか。

A2 駐車場整備地区外の建築物については、本条例の適用はありません。

一方で、「厚木市住みよいまちづくり条例」においては自動車駐車場及び自転車駐車場の設置に関する規定を定めていますので、併せて御確認ください。

※「厚木市住みよいまちづくり条例」に関しては、開発指導課 [TEL:046-225-2420](tel:046-225-2420) にお問い合わせください。

Q3 特定用途建築物とはどのような建築物ですか。

A3 駐車場法第20条第1項に規定する自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途を「特定用途」として、駐車場法施行令第18条において定めております。なお、本条例においては、診療所（無床診療所を含む）は特定用途建築物としています。

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場、共同住宅

Q4 条例の対象となる建築物はどのくらいの規模ですか。

A4 駐車場整備地区内の建築物で、以下の表に該当する規模の建築物が対象となります。

建築物の用途	特定用途		特定用途と非特定用途の混合	非特定用途
	共同住宅	共同住宅以外		
建築物の規模 (床面積及び戸数)	2,000㎡かつ 50戸を超える	2,000㎡を超える	特定用途（共同住宅を除く）＋ (非特定用途× 1/2)が2,000㎡を超える	4,000㎡を超える

Q 5 荷さばき用の駐車施設は、附置義務台数に含まれますか。

A 5 荷さばきのための駐車施設は、附置義務台数に含むことができます。

荷さばきのため駐車施設は、原則、駐車施設を附置すべき建築物又はその敷地内に必要な台数を確保してください。

Q 6 台数算定時の床面積に、廊下などの共用部分の対象になりますか。

A 6 駐車場法第 20 条第 1 項にある「延べ面積」とは、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 4 号にいう延べ面積であり、特定用途建築物が全部の建築物にあつては、その建築物のすべての部分を延べ面積とします。

容積率の算定の対象とならない部分の床面積も含みます。(ただし、駐車施設の部分の面積は算入されません。) そのため、廊下などの共有部分の床面積も対象となります。

Q 7 附置義務制度の特例はありますか。

A 7 建築物の構造又は敷地の状態により、敷地内又は建築内に駐車施設を設置することが困難又は不可能なことが市長に認められた場合は、建築敷地からおおむね 300m 以内の場所に駐車施設を設置することで、敷地内又は建物内に駐車施設を設置したものとみなします。

ただし、車椅子使用者用の駐車施設及び荷さばきのための駐車施設については、原則、駐車施設を附置すべき建築物又はその敷地内に設置してください。

Q 8 共同住宅の駐車場の設置台数はどのようになりますか。

A 8 2,000 m²をかつ 50 戸を超える場合は、条例第 4 条の 2 の規定により、荷さばきのための駐車施設の設置が必要となります。また、「厚木市住みよいまちづくり条例」において共同住宅の自動車駐車場及び自転車駐車場の設置に関する事項を定めています。

※「厚木市住みよいまちづくり条例」に関しては、開発指導課 [TEL:046-225-2420](tel:046-225-2420) にお問い合わせください。

Q 9 機械式立体駐車場の設置に関して、規制等がありますか。

A 9 国土交通大臣が認定した装置(駐車場施行令第 15 条)であれば、附置義務駐車施設として利用が可能です。国土交通省の「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」に沿った安全対策に努めてください。なお、届出の際に、国土交通大臣の認定書(写)の提出が必要です。

Q10 建築物の用途が混合する場合の共有部分の算定方法は、どうなりますか。

A10 主要用途以外の部分を共用扱いとし、その共有部分の面積を用途毎の面積で按分し、それに加算した値をもって用途毎の床面積としたうえで附置義務台数を算定します。

Q11 駐車施設の設置に関する届出書は、いつ提出する必要がありますか。

A11 建築確認の申請を行う前に、駐車施設附置（変更）届出書と建築物調書に必要書類を添付して2部提出をお願いします。審査後、適合印を押印し、1部返却しますので、確認申請の際にはその写しを添付してください。

Q12 建築物を増築する場合、附置義務制度の対象となりますか。

A12 条例第6条に基づき、増築又は特定用途に供する部分の床面積が増加することとなるものために、駐車場法第20条の2に規定する大規模修繕又は大規模の模様替をしようとする場合は、本条例が適用され、附置義務単位床面積等で除して得た数値を合計した数値の附置義務台数の設置が必要となります。増築又は大規模の修繕・模様替後の建築物の延べ面積を対象として台数を算定し、その台数から増築又は大規模の修繕・模様替前の建築物の延べ面積を対象に算定した台数を差し引いた台数を、新たに附置義務駐車場として設置してください。

$$\text{増築、大規模の修繕・模様替により新たに設置すべき台数} = \left(\begin{array}{c} \text{変更後の建築物を} \\ \text{新築したものとみな} \\ \text{して算出した台数} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{変更前の建築に} \\ \text{新築したものとみな} \\ \text{して算出した台数} \end{array} \right)$$

Q13 増築を伴わない単純な用途変更のみの場合は、届出不要になりますか。

A13 駐車場法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替に該当しない場合は、届出不要です。

Q14 建築物の敷地が駐車場整備地区の内外にわたる場合は、どのように考えますか。

A14 条例第7条に基づき、建築物の敷地が駐車場整備地区の内外にわたる場合において当該敷地が2分の1以上駐車場整備地区に属するときは、当該建築物は駐車場整備地区内にあるものとみなします。